

災害時における自動販売機内商品の無償提供に関する協定書

行田市水道事業（以下「貸付人」という。）と●●●●（以下「借受人」という。）は、令和●年●月●日付けで締結した「市有財産（建物）賃貸借契約」（以下「契約」という。）に基づき設置した自動販売機（以下「本件自動販売機」という。）内の商品に係る無償提供の取扱いについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内に震度5弱以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、本件自動販売機内の商品に係る無償提供の取扱いについて定めることにより、借受人が本件自動販売機を設置した施設（以下「本件施設」という。）の来場者、職員その他の関係者あるいは地域住民（以下「利用者等」という。）の飲料水の確保に関する支援体制を確立し、もって利用者等の安全確保に資することを目的とする。

（対象貸付物件）

第2条 この協定の対象とする自動販売機の貸付物件は、以下のとおりとする。

財産名称	所在地	貸付場所	貸付面積	台数

（協力要請）

第3条 貸付人は、災害が発生した場合若しくは発生する恐れがある場合において、災害対策本部を設置し、借受人の協力を必要と判断した場合は、借受人に対し災害時における自動販売機内商品の無償提供要請書（以下「要請書」という。）により協力を要請する。

2 前項の規定に関わらず、緊急を要する場合は、貸付人は、借受人に対し口頭で協力を要請することができる。なお、この場合において、貸付人は、借受人に対し、後日速やかに要請書を提出しなければならない。

（協力内容）

第4条 借受人は、前条の規定により協力の要請があったときは、次の各号に掲げる事項について協力する。

- (1) 本件自動販売機内の商品が無償提供すること。
- (2) 本件自動販売機の取扱いについて貸付人に必要な助言を行い、又は自動販売機の操作を行うこと。
- (3) その他、貸付人及び借受人の協議の上で必要と認めたこと。

2 借受人は、前項各号に規定する協力事項を実施するために必要な物品、本件自動販売機の操作方法を明記した書面等をあらかじめ貸付人に提出しなければならない。

3 貸付人は、前項の規定により提出された物品等を厳重に保管しなければならない。

（管理運用）

第5条 借受人は、この協定の有効期間中において、貸付人に本件自動販売機の専用鍵を貸

与するものとする。ただし、無償提供時に鍵を必要としない自動販売機はこの限りでない。

2 貸付人は、専用鍵の貸与を受けるにあたり、借受人に専用鍵の管理者を自動販売機専用鍵管理者通知書により通知するものとする。

3 貸付人は、専用鍵を紛失、破損等をしたときは、直ちに借受人に通報するとともに、専用鍵の再製造に係る費用を負担しなければならない。この場合において、本件自動販売機内の商品を紛失した場合にあっては、当該商品の代金を負担しなければならない。

(連絡窓口)

第6条 貸付人及び借受人は、この協定に関する連絡窓口を常に災害時緊急連絡体制表により相互に明らかにしておくものとする。

(協定期間)

第7条 この協定の有効期間は、賃貸借契約の開始日から満了となる日までとする。ただし、賃貸借契約が解除された場合は、賃貸借契約の開始日から解除の日までとする。

(費用負担)

第8条 この協定の履行に関して必要な費用は、全て借受人の負担とする。ただし、貸付人が必要と認めた場合はこの限りでない。

(協議)

第9条 この協定に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、貸付人及び借受人にて協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、貸付人、借受人両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

埼玉県行田市大字前谷1番地1
貸付人 行田市水道事業
行田市長 行田 邦子

借受人